

計画相談支援・障害児相談支援 体制加算の届出について

下記の体制加算を算定する場合は、加算の算定を受けようとする月の前月15日までに届出てください。

1 体制加算（行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算）

1) 要件

所定の研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ常勤の相談支援専門員を1名以上配置した上で、その旨を公表している場合。

2) 届出書類

- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
- ・体制加算に係る届出書類
- ・従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表
- ・研修修了証の写し
- ・専門職員の配置を公表していることが分かる資料

2 ピアサポート体制加算

1) 要件

障害者ピアサポート研修を修了した者を一定数以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者の配慮等に関する研修が年1回以上行われており、ピアサポーターの配置を公表している場合。

2) 届出書類

- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
- ・ピアサポート体制加算に関する届出書
- ・従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表
- ・受講した研修の実施要綱、カリキュラム及び研修修了証の写し
- ・ピアサポーターの配置を公表していることが分かる資料（ピアサポーターから公表の同意が得られない場合は地域福祉課に相談してください。）

3 主任相談支援専門員配置加算

1) 要件

主任相談支援専門員を配置した上で、事業所の従業者に対し当該主任相

談支援専門員がその資質の向上のために研修等を実施した場合。(自事業所の従業者又は他の指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に加算の算定できる。)

2) 届出書類

- ・ 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ・ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
- ・ 主任相談支援専門員配置加算に係る届出書
- ・ 従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表
- ・ 研修修了証の写し